

特記仕様書

第1章 業務概要

1 委託業務名

千葉市立海浜病院埋設配管調査業務委託

2 委託場所

千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号「千葉市立海浜病院」他
(図1 埋設配管配置概略図 参照)

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで

4 目的

海浜病院の開院時に院内へ中水、上水及びガスを供給する配管が地中に埋設されており、幕張海浜病院開院に伴い配管の撤去を予定しているが、図面が無いため撤去することが困難な状況となっている。本業務は埋設配管撤去のため、配管の位置を調査するものである。

第2章 総則

1 業務の履行

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

2 主任技術者及び担当技術者

(1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し、届出なければならない。

なお、経歴書及び資格証の写しを添付しなければならない。

(2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 主任技術者は、業務の遅滞を生じないように技術者を配置しなければならない。

3 提出書類

受注者は、契約、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること

(1) 契約時

ア 主任技術者選任届

イ 現場代理人届

ウ 経歴書

エ 資格証の写し

オ 誓約書

(2) 着手時

ア 着手届

イ 作業計画書（工程表含む）

(3) 完了時

ア 完了届

イ 報告書

4 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

6 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

7 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

8 業務の監理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が関係する行政機関との協議が必要なき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。

9 業務管理体制

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 前項の技術者のうち、1名を主任技術者とし、主たる会議等への出席等業務の全般にわたり技術監理を行わせるものとする。

10 検査

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

12 仕様書の適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

1.3 業務の変更及び停止

発注者が必要と認めるときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額を増減する。

1.4 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議のうえで行うこと。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議をする場合には、発注者に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (4) 官公庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その都度、発注者に相談をすること。また、委託範囲において発注者が官公庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。
- (5) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。
- (6) 受注者は、本業務の引き渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。
- (7) 本業務の遂行に必要な車両、機器、道具、電源等は、受注者が準備すること。
- (8) 本業務の遂行に必要な安全の確保は、受注者が行うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、調査対象地及びその周辺の上下水道管・ガス管等の敷設状況資料（管理図、管路図、台帳、その他）が必要となった場合は、受注者にて入手すること。

第3章 委託内容

1 調査対象

(1) 埋設配管①

海浜病院へ上水を供給していた埋設配管及び人孔。

(別紙1：水道及びガス管配置図)

(2) 埋設配管②

海浜病院へ都市ガス（低圧及び中圧）を供給していた埋設配管及び人孔。

(別紙1：水道及びガス管配置図)

(3) 埋設配管③

海浜病院へ中水を供給していた埋設配管及び人孔。

(別紙2：中水配管配置図①、別紙3：中水配管配置図②)

2 調査方法

(1) 計画及び準備

実施にあたり、受注者は調査業務の全般（調査の方法、探査機器の機種及びその仕様、その他調査を実施するにあたり必要と思われる事項）にわたる業務計画を立案し、監督員に提出し、承認を得るものとする。

(2) 打合せ

着手時、主要な節目、成果品納入時において受注者と監督員は打合せを行うものとする。打合せの議事録は受注者が記録し監督員に提出するものとする。

(3) 地下埋設物調査

(ア) 埋設配管の調査にあたっては、レーダー探査とする。

(イ) 必要に応じた間隔にて探査をすること。打合せ時に協議の上、探査箇所を設定する。

(ウ) レーダー探査にて調査が不可能な場合は、発注者と協議すること。原則、試掘による調査は行わない。探査が不可能な場合とは、埋設配管が探査震度より深く埋設されている場合及び段差、溝、構造物等が測線上に存在する場合等である。

3 図面作成

地中レーダー探査結果を照合・解析し下記について報告するものとする。

(1) 埋設配管の平面位置・深さ（GLからの土被りを表示）

(2) 埋設配管の形状（口径等）

レーダー探査にて径が読み取れた場合のみで構わない。想定口径が分かる場合はそれを報告すること。

第4章 提出図書

1 報告書（提出部数 2部）

- (1) 調査方法概要
- (2) 配管位置図（平面図且つ土被りの分かるもの）
- (3) 地中レーダー探査データ及び解析断面図
- (4) 調査写真
- (5) 調査結果報告書（解析・解釈結果説明等）
- (6) 調査・渉外関係記録一覧
- (7) 打合せ簿
- (8) その他

2 上記に関する電子記録媒体（CD-R）（提出枚数 2枚）

3 その他

上記報告書等はA4サイズファイルに綴じること。



図1 埋設配管配置概略図

〃 低圧ガス
 〃 中圧ガス
 〃 給水管

低圧ガス管 150A
 中圧ガス管 100A
 給水管 150A

100m 縮尺

千葉県救急医療センター

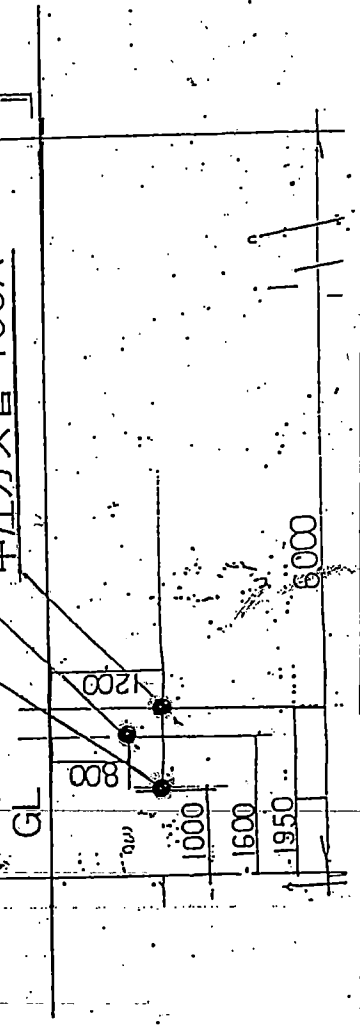
埋設配管、-1、-2の調査範囲

千葉市立海浜病院

給水管・ガス管平面図

給水管 150A
 低圧ガス管 150A
 中圧ガス管 100A

医療センター



給水管・ガス管理設図

花見川終末処理場

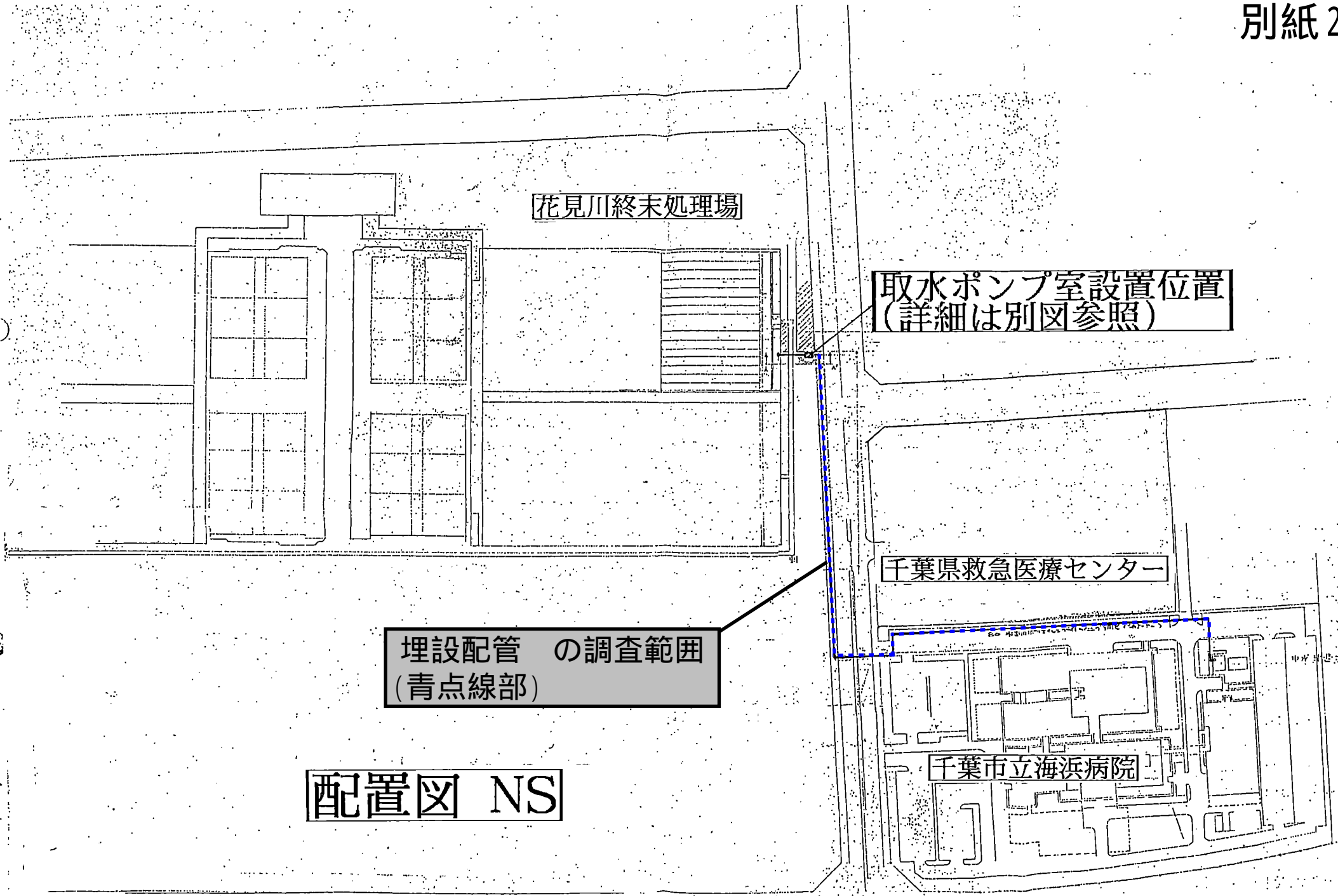
取水ポンプ室設置位置
(詳細は別図参照)

埋設配管 の調査範囲
(青点線部)

千葉県救急医療センター

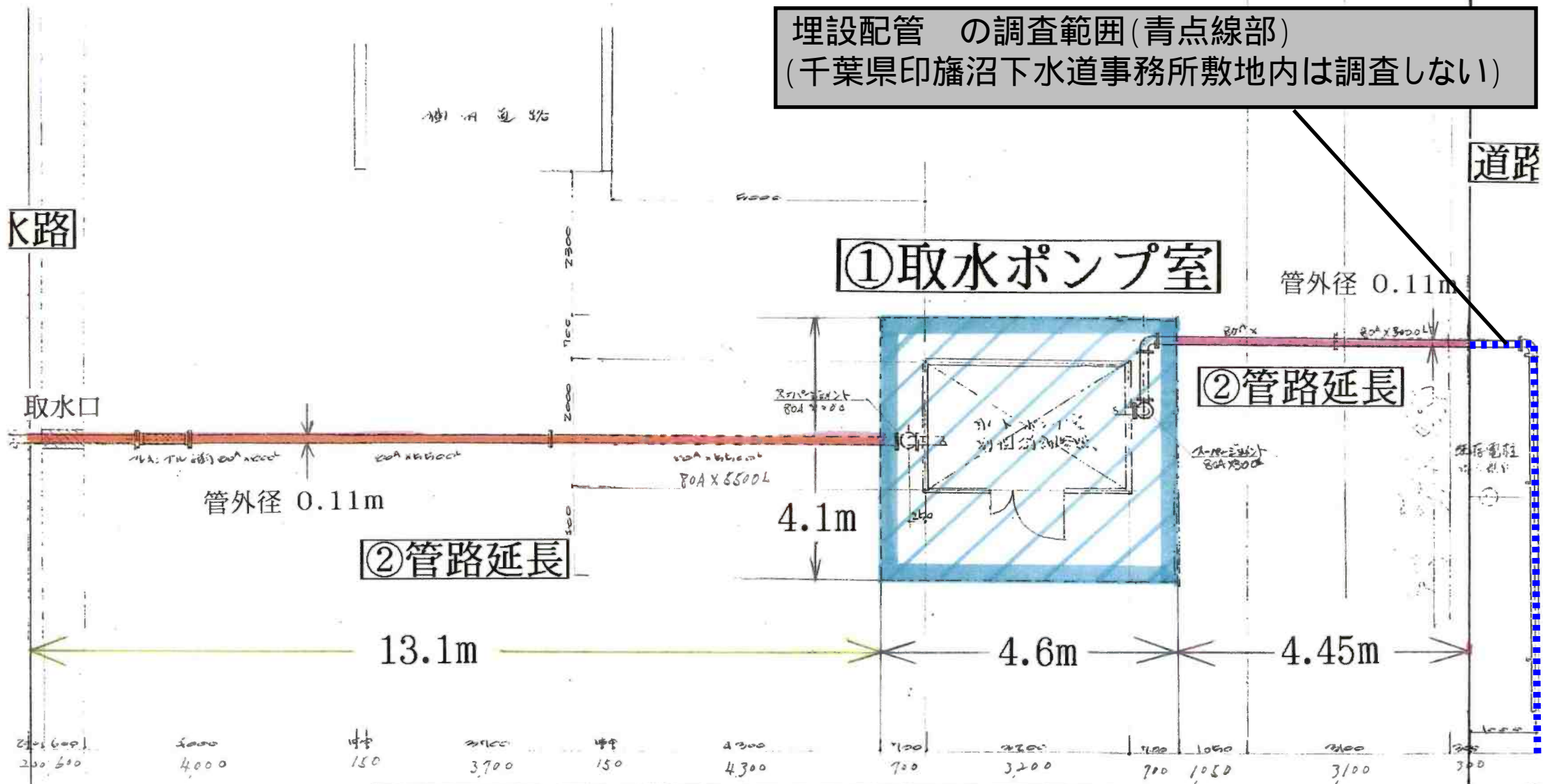
千葉市立海浜病院

配置図 NS



宅地内側 道路内側

埋設配管 の調査範囲 (青点線部)
(千葉県印旛沼下水道事務所敷地内は調査しない)



取水ポンプ室周り詳細図 NS

地味印刷部